

## 育児職免の拡充について（提案文案）

仕事と育児の両立支援にかかる環境を整備するため、職務に専念する義務の特例に係る取扱いのうち「育児職免」について、次のとおり改正します。

### <改正内容>

- ・対象となる子の年齢

改正前：小学校就学まで

改正後：小学校6年生まで

- ・承認期間（時間）

改正前：30 分以内

改正後：120 分以内

※学童保育に託児している子等を迎えに行く場合の取扱いについて

改正後の取扱いに包含されるため、削除

### <実施時期>

- ・令和6年4月1日。なお、準備が整えば令和6年2月から実施する。

（参考：継続就業しながら子育ての時間確保ができるその他の制度）

- ・育児時間休暇（1歳6か月まで）、90分以内、有給
- ・部分休業（小学校就学まで）、120分以内、無給
- ・育児短時間勤務（小学校就学まで）、最大で2分の1程度の勤務時間、無給